

## ◎港湾管理者の料金

### 1. 港湾施設使用料

(令和5年4月1日から適用)

#### (1) 岸壁・さん橋使用料

単	位	外航船舶	内航船舶
けい留 2時間未満の船舶	総トン数1トンまでごとに	5円95銭	6円54銭
けい留 2時間以上 12時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	8円93銭	9円82銭
けい留12時間を超え24時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	11円90銭	13円9銭
けい留24時間を超え36時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	23円45銭	25円79銭
けい留36時間を超え48時間までの船舶	総トン数1トンまでごとに	23円80銭	26円18銭
けい留48時間を超える船舶	総トン数1トンまでごとに	23円80銭にけ い留時間が48 時間を超える 24時間までご とに11円90銭 を加えた額	26円18銭にけ い留時間が48 時間を超える 24時間までご とに13円9銭 を加えた額
泡消火施設を必要とする船舶が7号岸壁に着岸する場合、1回につき		1,000円	1,100円

ただし、主として港内を航行する汽艇及びはしけは、使用料を徴収しない。

#### (2) 荷役機械使用料

第3埠頭機械式連続アンローダー（附属設備を含む。）

専用使用 1月までごとに 490,050円

バケットエレベータ式連続アンローダー（附属設備を含む。）

専用使用 1月までごとに 2,386,358円

バケットエレベータ式連続アンローダー2号機

専用使用 1月までごとに 1,569,517円

走行起伏シャトル式シップローダー（附属設備を含む。）

専用使用 1月までごとに 928,675円

グラブバケット・ロープトロリ式橋形アンローダー（附属設備を含む。）

専用使用 1月までごとに 284,717円

(3) 荷さばき地及び付属施設

荷さばき地	一般使用		
	特級	1日1平方メートルまでごとに	9円97銭
	1級	1日1平方メートルまでごとに	9円3銭
	2級	1日1平方メートルまでごとに	7円56銭
	3級	1日1平方メートルまでごとに	5円98銭
光ファイバー通信線	一般使用		
		1月1回線につき	12,468円

(4) 上屋使用料

一般使用

基本料金

特級	1日1平方メートルまでごとに	23円37銭
1級	1日1平方メートルまでごとに	23円4銭
2級	1日1平方メートルまでごとに	18円19銭
鉄鋼上屋	1日1平方メートルまでごとに	23円4銭

ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1日1平方メートルまでごとに2円97銭を加算する。

滞貨料

搬入の日から起算して31日を超えて蔵置された貨物

32日目以後1日1トンまでごとに	3円30銭
------------------	-------

専用使用

1級	1月1平方メートルまでごとに	465円14銭
2級	1月1平方メートルまでごとに	397円82銭

ただし、スプリンクラー設備のある上屋については、1月1平方メートルまでごとに89円10銭を加算する。

(5) くん蒸庫及び付属施設

くん蒸庫	1日までごとに	69,300円
雨天荷役施設	1日1平方メートルまでごとに	13円2銭
荷さばき地	1日1平方メートルまでごとに	7円56銭
待機室	1日までごとに	1,130円12銭

(くん蒸を実施する場合は、くん蒸庫使用料のみとする。)

## (6) 野積場使用料

1 級	1月1平方メートルまでごとに	137円50銭
2 級	1月1平方メートルまでごとに	104円50銭

## (7) 石炭等保管用地使用料

1月1平方メートルまでごとに	137円50銭
----------------	---------

## (8) 給水栓使用料

1年1基につき	25,300円
---------	---------

## (9) 施設用地使用料

単 位		使 用 期 間	
		1月以上	1月未満
工作物等の用地に使用する場合			
基本料金			
1 級地	1月1平方メートルまでごとに	125円	137円50銭
2 級地	1月1平方メートルまでごとに	95円	104円50銭
3 級地	1月1平方メートルまでごとに	90円	99円
特定料金			
上空使用については、基本料金の		5割	5割
電柱類を設置する場合			
1年1本につき		1,800円	1,980円
他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合			
共架柱類 1年1本につき		1,260円	1,386円
管線類を埋架設する場合			
外口径20センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	180円	198円
外口径20センチメートル以上 50センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	285円	313円50銭
外口径50センチメートル以上 1メートル未満	1年1メートルまでごとに	570円	627円
外口径 1メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	1,140円	1,254円

(10) ひき船使用料

1. 重量ト2万5千ト以上の油槽船の作業に使用する場合

単 位		外航船舶	内航船舶
重量ト 3万5千ト未満の船舶	1回につき	299,500円	329,450円
重量ト 3万5千ト以上5万ト未満の船舶	1回につき	391,300円	430,430円
重量ト 5万ト以上 15万ト未満の船舶	1回につき	490,700円	539,770円
重量ト15万ト以上の船舶	1回につき	574,200円	631,620円

2. 重量ト2万5千ト未満の油槽船及びその他の船舶の作業に使用する場合

(1) 基本料金

イ 使用時間が1時間以内の場合

単 位	外 航 船 舶			内 航 船 舶		
	執 務 時間内	執 務 時間外	深 夜	執 務 時間内	執 務 時間外	深 夜
重量ト5千ト未満の船舶	59,000円	88,500円	118,000円	64,900円	97,350円	129,800円
重量ト5千ト以上 1万2千ト未満の船舶	73,600円	110,400円	147,200円	80,960円	121,440円	161,920円
重量ト1万2千ト以上 1万8千ト未満の船舶	91,500円	137,250円	183,000円	100,650円	150,975円	201,300円
重量ト1万8千ト以上 2万5千ト未満の船舶	106,500円	159,750円	213,000円	117,150円	175,725円	234,300円
重量ト2万5千ト以上の船 舶	121,700円	182,550円	243,400円	133,870円	200,805円	267,740円

ロ 使用時間が1時間を超える場合

使用時間が1時間を超える場合には、その超える時間30分までごとに上記の金額の5割を加算する。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月31日に使用する場合にあつては、執務時間内であつても執務時間外料金と同額とする。

(2) 割増料金

故障船舶のけい離作業及び船舶のけい離作業以外の作業並びに港湾区域外における作業に使用する場合は、それぞれ上記の基本料金にその5割を加算する。

3. 使用取消しの場合（ひき船の出動後取消しのあつたとき）

区 分	外 航 船 舶	内 航 船 舶
シーバースの場合	70,200円	77,220円
そ の 他	35,300円	38,830円

(11) 管理事務所使用料

第3埠頭附属事務所

1月1平方メートルまでごとに 1,200円98銭

上屋附属事務所

霞1号上屋 1月1平方メートルまでごとに 781円22銭

その他上屋 1月1平方メートルまでごとに 670円89銭

埠頭ビル内事務所

1月1平方メートルまでごとに 1,084円38銭

(12) 陸上電力供給施設

霞西1号さん橋陸上電力供給施設

1日1施設につき 550円

備考

- 1 上屋、荷さばき地及び野積場の級別は、別に定める。
- 2 港湾施設の使用区分及び期間
  - (1) 一般使用とは、随時一般の者の使用に供することをいう。
  - (2) 専用使用とは、期間を定め、特定の者の使用に供することをいう。
  - (3) 専用使用期間とは、1月以上1年以内をいう。
- 3 施設用地の級別は、次のとおりとする。
  - 1級地 千歳町（臨港道路千歳6号幹線西側溝端を南北に延長した線の東側の地域）、霞二丁目、霞一丁目（臨港道路霞1号幹線南端を東西に延長した線の北側の地域）
  - 2級地 千歳町（1級地を除く地域）、末広町、大浜町、東邦町（臨港道路東邦1号支線と隣接民間所有地との境界線を北に延長した線の東側の地域を除く地域）、大協町一丁目65番、霞一丁目（1級地を除く地域）、浜園町、富双一丁目、富双二丁目
  - 3級地 1級地及び2級地以外の地域
- 4 年額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、1年に満たない場合における当該使用料の額は月割計算とする。
- 5 月額をもつて定めた使用料で、その計算基礎となる期間が、15日に満たない場合は、規定料金の5割とする。
- 6 使用料の計算は1件ごとに行い、使用料の確定額に円位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 7 1件の使用料が500円未満のものは500円とする。
- 8 ひき船の使用料については、ひき船一隻についての額とする。
- 9 執務時間内とは、午前8時30分から午後5時15分まで、深夜とは、午後10時15分から午前4時45分までをいい、その他の時間を執務時間外という。
- 10 第5条第1項第1号に定める物揚場は管理者の指定したものに限る。この使用料については、別表岸壁、さん橋の項を適用する。

- 11 使用料の額の計算において、別表岸壁、さん橋の項の適用を受ける船舶の総トン数が5トン未満の時は、これを5トンとみなして計算する。
- 12 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいい、内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
- 13 特別の事情その他によつて、この表によることが困難なときは、その都度管理者が定める。

## 2. 入港料

(令和元年10月1日から適用)

### (1) 入港料率

対 象 船 舶	入 港 料 率
外 航 船 舶	入港1回総トン数1トンまでごとに 2円50銭
内 航 船 舶	入港1回総トン数1トンまでごとに 1円37銭

### (2) 免除対象船舶

- ①総トン数700トン未満の船舶
- ②海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- ③同一船舶が1日に2回以上入港した場合の2回以後の当該入港船舶
- ④同一船舶が1月に11回（1日に2回以上入港した時の入港回数は、1回とする。）以上入港した場合の11回以後の当該入港船舶
- ⑤国、地方公共団体が運航する船舶
- ⑥避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに入港する船舶
- ⑦検疫のみを目的として一時入港する船舶
- ⑧港湾法第44条の2第1項ただし書きに規定する船舶
- ⑨前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める船舶

### 3. 水域占用料及び土砂採取料

(令和元年10月1日から適用)

#### (1) 水域占用料

占 用 目 的	単 位	使 用 期 間	
		1 月 以 上	1 月 未 満
漁業免許に伴うための占用	1年1平方メートルまでごとに	25 円	27 円 50 銭
管線類を埋架設する場合の占用			
外口径 20 センチメートル未満	1年1メートルまでごとに	200 円	220 円
外口径 20 センチメートル以上	1年1メートルまでごとに	320 円	352 円
50 センチメートル未満			
外口径 50 センチメートル以上	1年1メートルまでごとに	400 円	440 円
1.3 メートル未満			
外口径 1.3 メートル以上	1年1平方メートルまでごとに	330 円	363 円
その他の占用	1年1平方メートルまでごとに	330 円	363 円

- 備考 1 許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算するものとし、1月未満の端数があるときは当該端数を1月として計算する。
- 2 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該端数を1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 3 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 4 この表の1月未満の占用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- 5 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度管理者が定める。

#### (2) 土砂採取料

種 別	単 位	料 金
土 砂	1立方メートルまでごとに	220 円
砂	1立方メートルまでごとに	220 円
か き 込 砂 利	1立方メートルまでごとに	220 円

- 備考 1 採取する量が1立方メートル未満であるとき又は採取する量に1立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を1立方メートルとして計算する。
- 2 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 3 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- 4 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度管理者が定める。